

物件番号 I 2

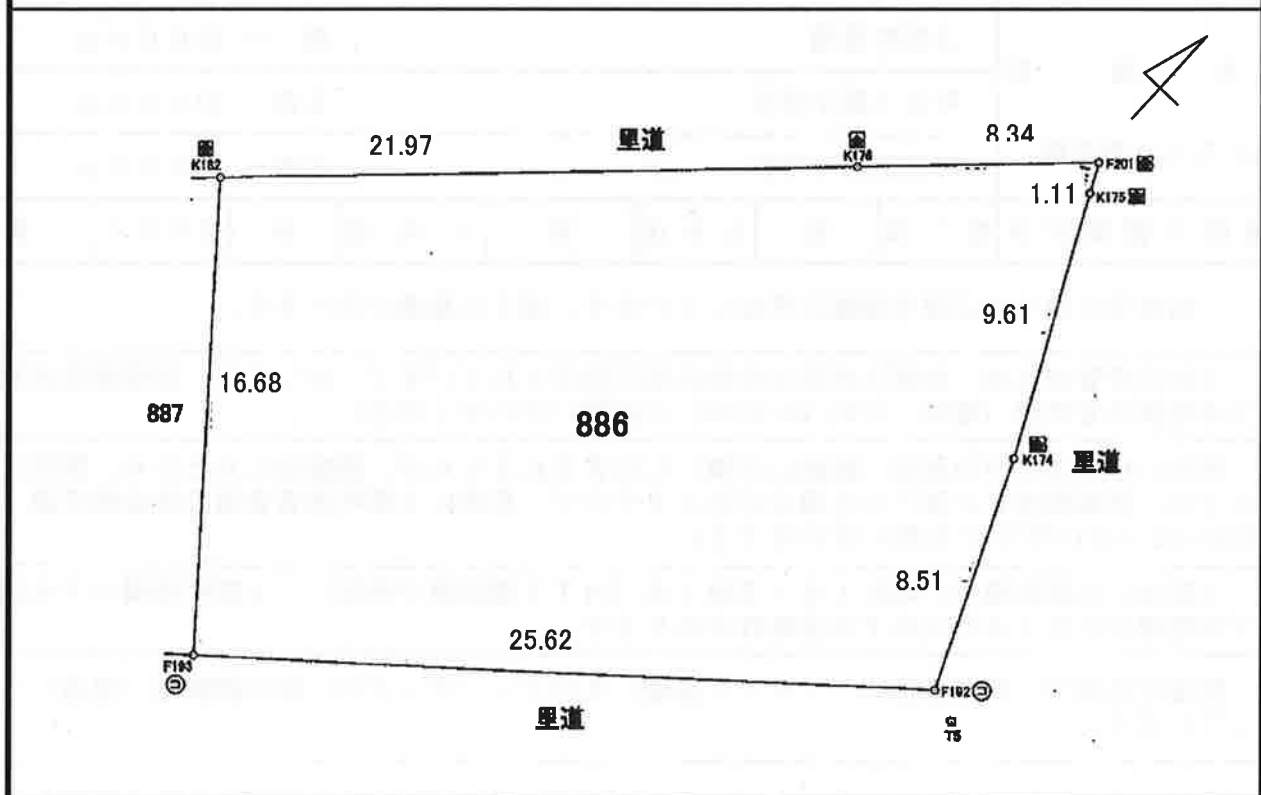
物件調書

所在地		赤穂郡上郡町上郡字町家ノ六 8 8 6 番							
実測面積		4 9 3 . 3 2 m ²	地目	宅地	形状	ほぼ台形			
最低売却価格		4, 6 8 6, 0 0 0 円							
接面道路の幅員及び構造		北東側で幅員約 3 . 8 m の舗装町道に接面 (約 1 m) しています。 北側で合計幅員約 1 . 5 m の未舗装の里道及び水路に接面しています。 東側で幅員約 0 . 9 m の未舗装の里道に接面しています。							
法令規制	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第 1 種住居地域					
	建ぺい率	6 0 %	容積率	2 0 0 %					
	高度地区		防火地域	建築基準法第22条指定区域					
	その他の規制								
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無	負担の内容					
最寄り交通 (現地からの直線距離)	鉄道	J R 山陽本線「上郡」駅 智頭急行「上郡」駅				南西へ 約 1 . 2 k m			
	バス	神姫バス「出雲大社」バス停				西 へ 約 5 0 m			
公共施設 (現地からの直線距離)	上郡町役場				西 へ 約 6 0 0 m				
	町立上郡小学校				北西へ 約 5 0 0 m				
	町立上郡中学校				北西へ 約 8 0 0 m				
供給施設の整備状況		電気	有	上水道	有	下水道	有	都市ガス	無
参考事項	1 一般住宅が建ち並ぶ住宅地域に所在しています。近くに墓地があります。								
	2 土砂災害警戒区域・崩壊土砂流出危険区域に指定されています。詳しくは、西播磨県民局光都土木事務所管理課 (電話：0791-58-2235) にお問い合わせください。。								
	3 周知の埋蔵文化財包蔵地 (経納山古墳) には含まれませんが、隣接地にあるため、開発にあたっては、試掘調査が必要となる場合がありますので、事前に上郡町教育委員会社会教育課 (0791-52-1111(代)) にお問い合わせ下さい。								
	4 当該地には関西電力の電柱 1 本・支線 1 本 (N T T 電話線が共架)、上郡町役場の下水道ポンプ用電線引込柱 1 本外公共下水道施設があります。								
	5 敷地北西側で、県有構造物 (フェンス基礎) 及びグレーチングの一部が隣接地 (里道) へ越境しています。								

案内図



明細図



物件番号 I 10

物 件 調 書

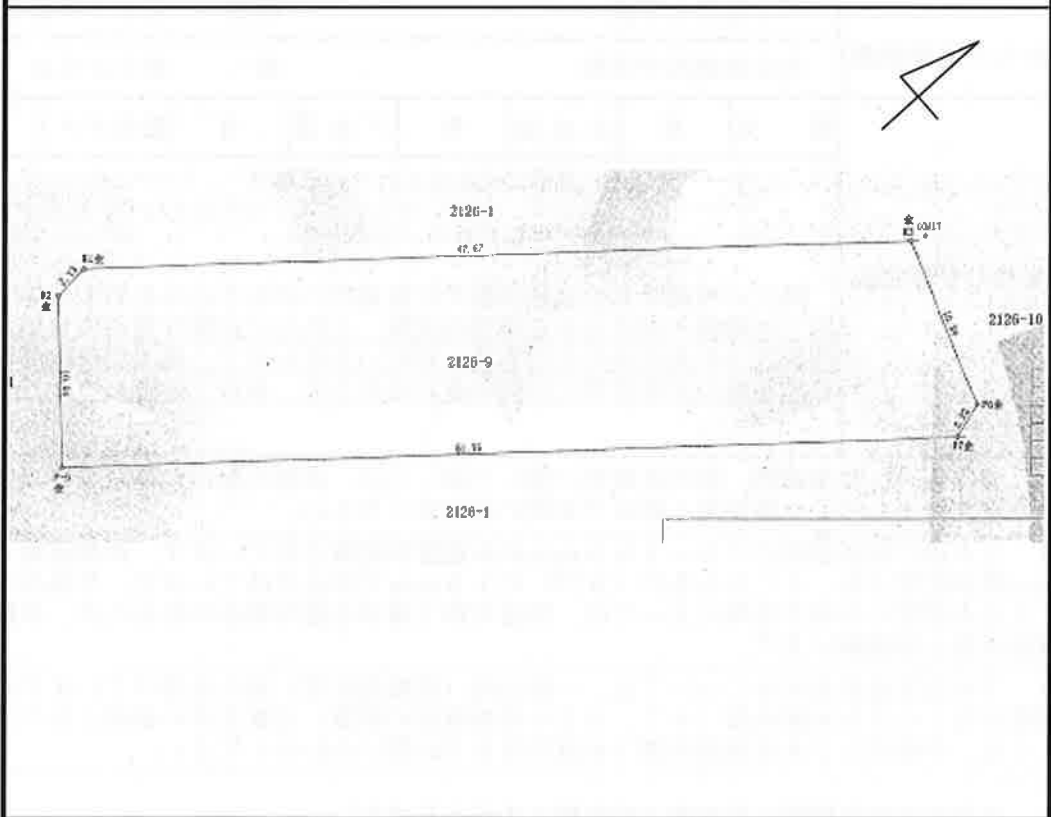
【土地】

所 在 地	赤穂市塩屋字ヲハブ 2 1 2 6 番 9							
実 測 面 積	5 9 1 . 8 0 m ²	地 目	宅 地	形 状	長方形			
最 低 売 却 価 格	1 8 , 4 9 2 , 0 0 0 円							
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造	東側で幅員約 3 m の舗装市道、西側で幅員約 5 ～ 6 m の舗装市道、南側と北側で幅員約 6 m の舗装市道にそれぞれ接面しています。（高低差はありません。）							
法 令 規 制	都 市 計 画 区 域	市 街 化 区 域	用 途 地 域	第一種中高層住居専用地域				
	建 ぺ い 率	6 0 %	容 積 率	2 0 0 %				
	高 度 地 区		防 火 地 域	建築基準法 2 2 条指定地域				
	そ の 他 の 規 制	赤穂市都市景観の形成に関する条例						
私 道 の 負 担 等 に 関 する 事 項	負 担 の 有 無		負 担 の 内 容					
最 寄 り の 交 通 機 関 (現地からの直線距離)	鉄 道	J R 赤穂線「播州赤穂」駅		南 東 へ	約 1 . 4 k m			
	バ ス	神姫バス「塩屋西」バス停		南 へ	約 3 0 0 m			
公 共 施 設 (現地からの直線距離)	赤穂市役所		南 東 へ		約 1 . 4 k m			
	市立塩屋小学校		南 西 へ		約 4 3 0 m			
	市立赤穂西中学校		西 へ		約 3 0 0 m			
供給施設の整備状況	電 気	有	上 水 道	有	下 水 道	有	都市ガス	無
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合 既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。							
参 考 事 項	1 開発許可、建築確認、都市景観等に関して詳しくは、赤穂市都市整備課及び兵庫県姫路土木事務所まちづくり建築第 1 課までお問い合わせください。 2 上水道は前面道路に 7 5 ～ 1 5 0 mm の水道管が配置されています。西側道路下に 2 5 mm 管が配置され、そこから各戸（8 戸）の 1 3 mm で引込されています。今後の宅地計画による水道管の分岐方法等によっては、別途有料工事が必要な場合があるため、赤穂市水道課給水係と協議願います。 3 下水道受益者負担金については、一部公的（教職員住宅）減免を受けていますが、その措置がなくなるため減免額（6 7 , 0 2 0 円※現在の試算）は買受者の負担となります。詳しくは、赤穂市上下水道部総務課下水道担当までお問い合わせください。 4 当該敷地南東側隅に関西電力柱支線 1 本があります。 5 最低売却価格は、土地の更地価格から地上建物等の解体撤去費相当額を控除した価格としています。							

案内図



明細図



物件番号 I 10

【建物】

所 在	赤穂市塩屋字ヲハブ 2 1 2 6 番 9	
家 屋 番 号		
種 類	宿舎（2棟）	
構 造	宿舎	鉄筋コンクリートメッキ鋼板葺 2階建
	宿舎	鉄筋コンクリートメッキ鋼板葺 2階建
床 面 積	宿舎	1階84.24㎡ 2階100.80㎡ 合計185.04㎡
	宿舎	1階84.24㎡ 2階100.80㎡ 合計185.04㎡
建 築 時 期	昭和41年3月31日	
部 屋 数	宿舎各4部屋	
閉 鎖 時 期	平成27年3月31日	
参 考 事 項	1 建物及び付帯設備等は、老朽化に伴う損傷等により現状のままでは使用できないと考えています。このため、建物内の各供給施設（電気、上水道、都市ガス）の配管の使用可否については、未調査により不明です。建物及び付帯設備等を使用する場合において必要となる、修繕や整備、安全性の確保については、落札者の負担と責任において行ってください。	
	2 現状有姿での売却であり、県は、建物及び付帯設備に関する瑕疵担保責任は一切負いません。	
	3 建物は未登記であり、所有権移転登記は行いません。登記が必要な場合は、落札者において手続きしてください。	
	4 建物内外には、照明器具等の動産や自転車、空気清浄機等が存置していますが、現状有姿での売却ですので落札者において処分してください。	
	5 平成16年度に耐震診断（一次診断）を実施していますが、耐震性能ランクはA～C（兵庫県耐震判定基準より）となっています。	
	6 アスベスト調査の記録が存在せず、使用については不明です。	

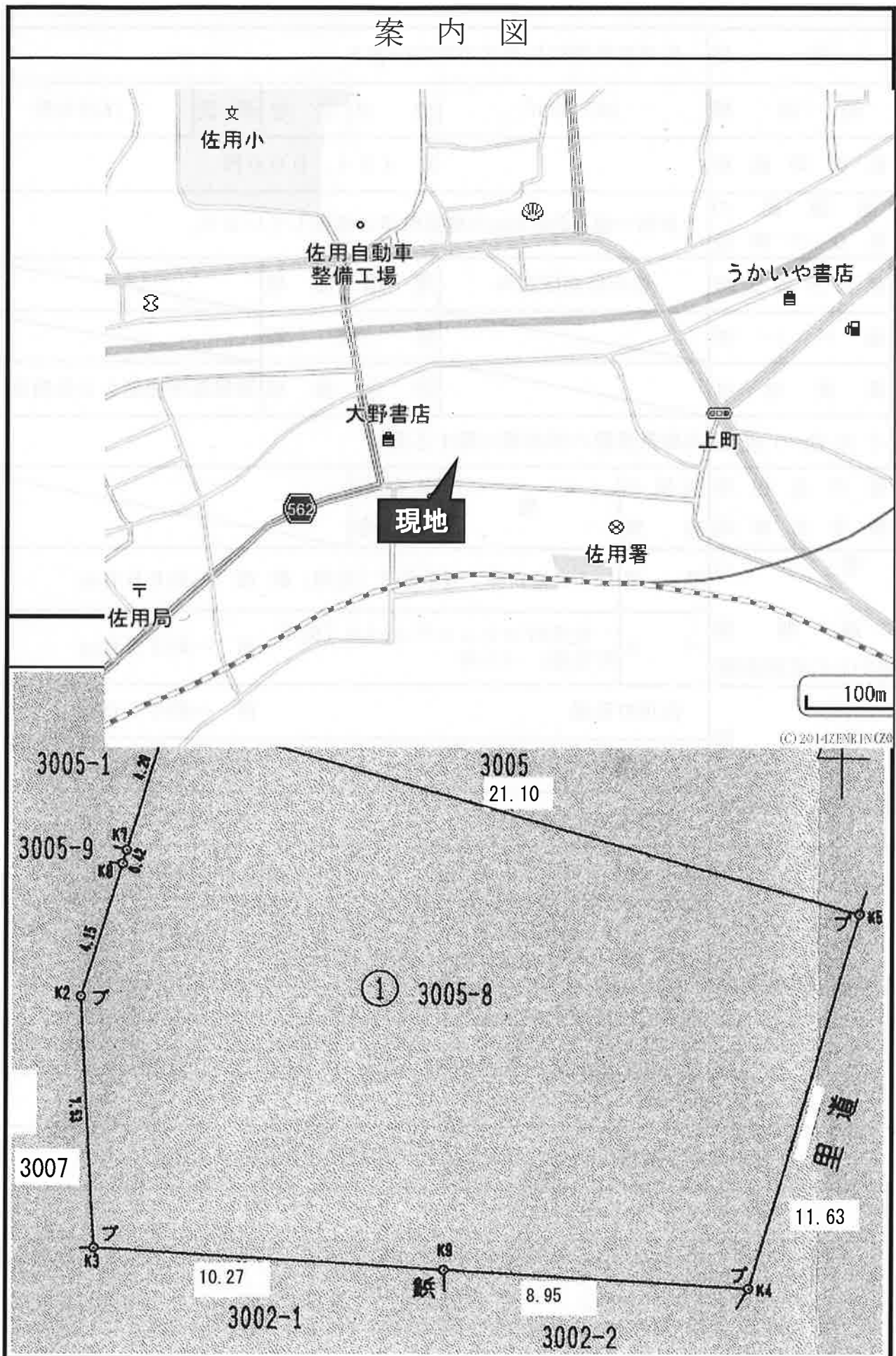
物件番号 I 10



物件調書

所在地	佐用郡佐用町佐用字中町3005番 8							
実 測 面 積	287.90㎡		地 目	宅 地	形 状	ほぼ台形		
最低売却価格	3,454,000円							
接面道路の幅員及び構造	東側で幅員約2.0mの舗装町道に接面しています。							
法令規制	都市計画区域	都市計画区域外		用途地域				
	建 ぺ い 率			容 積 率				
	高度地区			防火地域	建築基準法第22条指定区域			
	その他の規制	兵庫県景観の形成等に関する条例						
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無		負担の内容				
最寄りの交通機関 (現地からの直線距離)	鉄 道	J R 姫新線・智頭急行「佐用」駅 西 へ約600m						
	バ ス	佐用町コミュニティバス「佐用町役場」バス停					西 へ約530m	
公共施設 (現地からの直線距離)	佐用町役場		西 へ約600m					
	町立佐用小学校		北西へ約500m					
	町立佐用中学校		北 へ約2.1km					
供給施設の整備状況	電 気	可	上水道	有	下水道	有	都市ガス	無
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合							
	既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。							
参考事項	1 一般住宅のほか小規模店舗等もみられる住宅地域に所在しています。							
	2 敷地南側に関西電力㈱の電柱等があります。							
	3 埋蔵文化財包蔵地（佐用陣屋跡地及び上方万願寺跡地）に含まれている可能性があります。建物等の建築・土木工事にあたっては、文化財保護法による届出が必要となります。また、工事計画の内容によっては、工事に先立ち発掘調査等が必要な場合があります。詳しくは、佐用町教育委員会教育課企画総務室（電話：0790-82-2424）にお問い合わせください。							

案内図



物件調書

【土地】

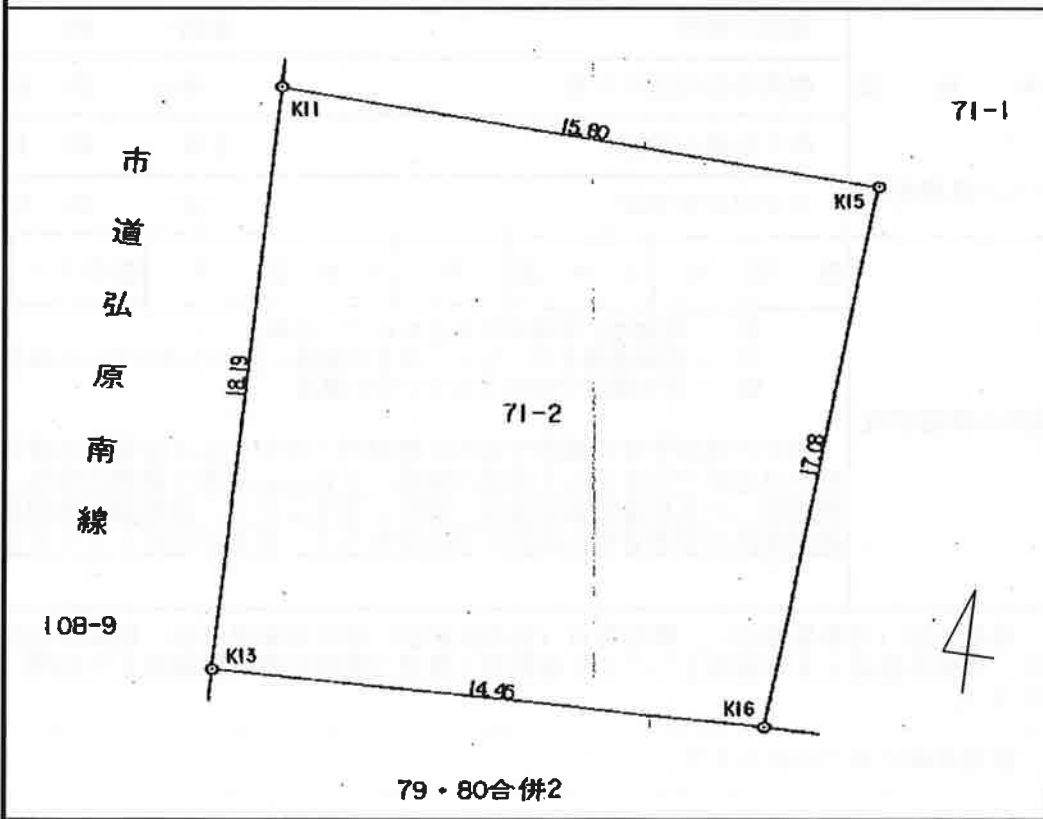
所在地	豊岡市出石町弘原字元七軒町 7 1 番 2									
実 測 面 積	266.41㎡			地 目	宅 地	形 状	ほぼ正方形			
最 低 売 却 価 格	3, 8 3 4, 0 0 0 円									
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造	西側で幅員約6mの舗装市道に接面しています。(高低差無し)									
法 都 市 計 画 区 域	非線引き都市計画区域			用 途 地 域						
令 建 ぺ い 率	6 0 %			容 積 率		2 0 0 %				
規 高 度 地 区				防 火 地 域						
制 其 他 の 規 制	・緑豊かな地域環境の形成に関する条例（兵庫県緑条例） ・豊岡市景観条例 ・豊岡市良好な地球環境を確保するための開発行為の手続き等に関する条例（豊岡市開発条例）									
私 道 の 負 担 等 に 関 する 事 項	負担の有無				負担の内容					
最 寄 り の 交 通 機 関 (現地からの直線距離)	鉄 道	J R 山陰本線 豊岡駅				北西へ	約 1 0 . 3 k m			
		J R 山陰本線 江原駅				西へ	約 8 . 3 k m			
	バ ス	全但及び市営バス 「福住」バス停				北へ	約 5 0 m			
公 共 施 設 (現地からの直線距離)	豊岡市役所				北西へ	約 1 0 k m				
	豊岡市役所出石庁舎				東へ	約 6 8 0 m				
	市立弘道小学校				北東へ	約 1 . 1 k m				
	市立出石中学校				北へ	約 5 6 0 m				
供給施設の整備状況	電 気	可	上 水 道	有	下 水 道	有	都市ガス	無		
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合									
	既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。									
参 考 事 項	1 建築確認（建築基準法）、開発許可（都市計画法）等や兵庫県条例、豊岡市条例に関しては、兵庫県豊岡土木事務所まちづくり建築第1課及び豊岡市都市整備課までお問い合わせください。									
	2 敷地南側に井戸があります。									
	3 敷地南側のブロック塀が数センチ隣接地側に入っています。									
	4 最低売却価格は、土地の更地価格から地上建物等の解体撤去費相当額を控除した価格としています。									

物件番号 I 14

案内図



明細図



物件番号 I 14

【建物】

所		在	豊岡市出石町弘原字元七軒町 7 1 番 2			
家		屋	番	号	—	
種		類		居宅		
構		造		鉄筋コンクリート造メッキ鋼板葺 2 階建		
床		面		積	1 階 4 2 . 1 2 m ² 2 階 5 0 . 4 0 m ² 合計 9 2 . 5 2 m ²	
建		築		時	期	昭和 4 0 年 3 月 2 4 日
部		屋		数		2 戸
閉		鎖		時	期	平成 2 8 年 3 月 3 1 日
参 考 事 項	1 建物及び付帯設備等は、老朽化に伴う損傷等により現状のままでは使用できないと考えています。このため、建物内の各供給施設（電気、上水道、ガス）の配管の使用可否については、未調査により不明です。建物及び付帯設備等を使用する場合において必要となる、修繕や整備、安全性の確保については、落札者の負担と責任において行ってください。					
	2 現状有姿での売却であり、県は、建物及び付帯設備に関する瑕疵担保責任は一切負いません。					
	3 建物は未登記であり、所有権移転登記は行いません。登記が必要な場合は、落札者において手続きしてください。					
	4 建物内には、照明器具等の動産が存置していますが、現状有姿での売却ですので落札者において処分してください。					
	5 平成16年度に耐震診断（一次診断）を実施していますが、耐震性能ランクはA～B（兵庫県耐震判定基準より）となっています。					
	6 アスベスト調査の記録が存在せず、使用については不明です。					
	7 平成16年10月の台風23号により、当該住宅は床上浸水の被害を被りました。なお、その後、県による河川改修工事（平成16～19年）が行われております。					

物件番号 I 14



物件番号 I 13

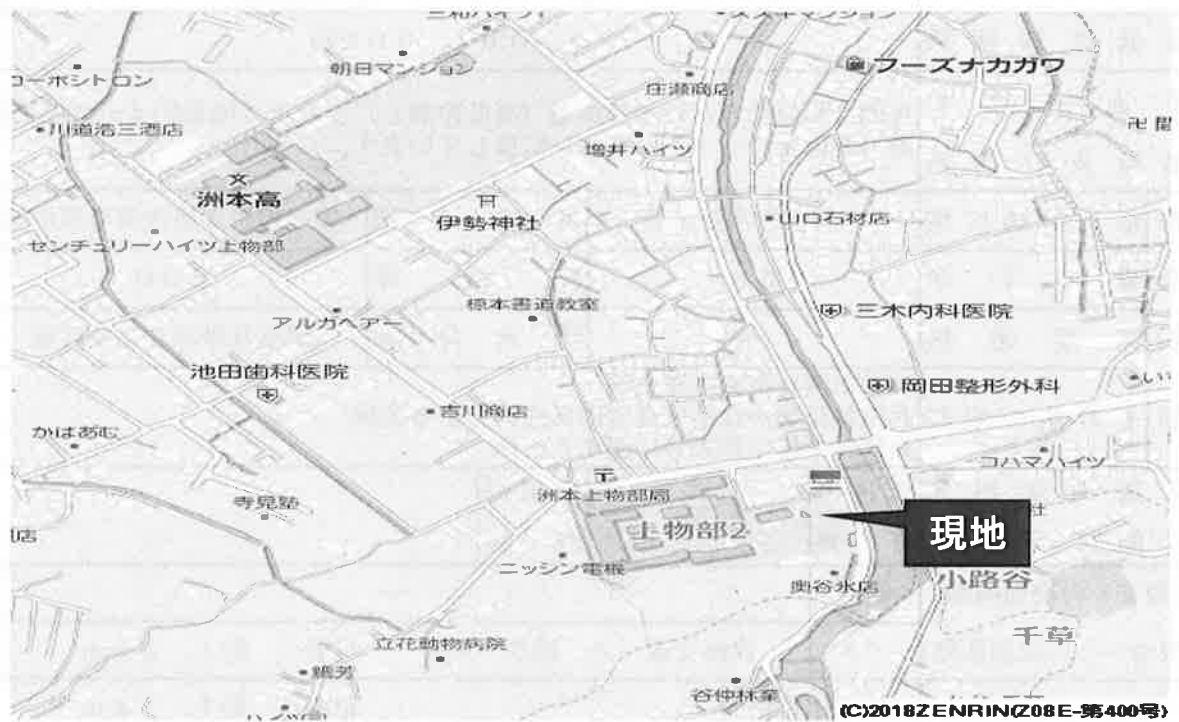
物 件 調 書

【土地】

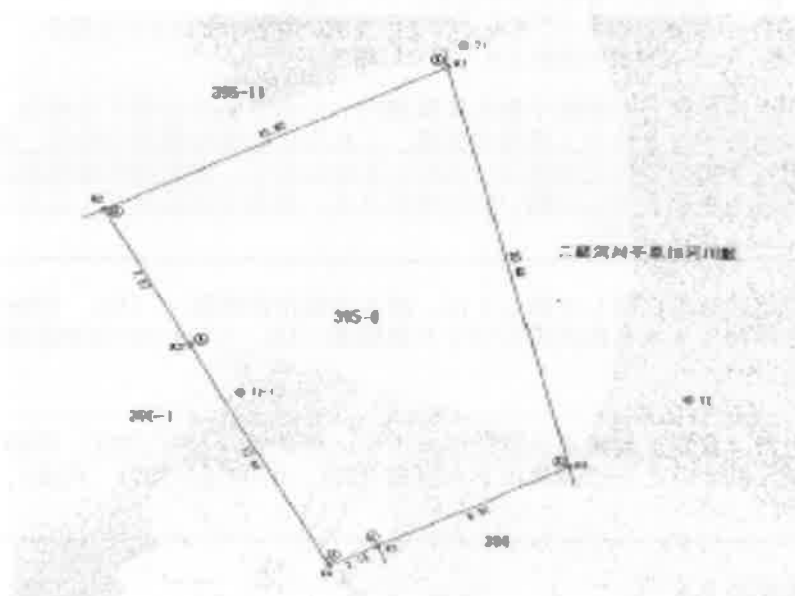
所 在 地	洲本市上物部二丁目 3 9 5 番 8							
実 測 面 積	2 6 9 . 7 9 m ²		地 目	宅 地	形 状	ほぼ長方形		
公 簿 面 積	2 6 9 . 7 9 m ²							
最 低 売 却 価 格	8, 0 9 1, 0 0 0 円							
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造	東側で幅員約 5 m の舗装市道（高低差無し）、北側で幅員約 4 m の舗装市道（高低差 0 ～ + 1 . 5 m）に接しています。							
法 制	都 市 計 画 区 域	非線引き用途地域	用 途 地 域	第 2 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域				
令	建 ぺ い 率	6 0	容 積 率	2 0 0				
規	高 度 地 区	—	防 火 地 域	建築基準法 2 2 条 区 域				
制	そ の 他 の 規 制	洲本市開発事業指導条例 兵庫県緑豊かな地域環境の形成に関する条例 兵庫県景観の形成等に関する条例						
私 道 の 負 担 等 に 関 する 事 項	負 担 の 有 無	無	負 担 の 内 容	—				
最 寄 り の 交 通 機 関	鉄 道	—						
(現地からの直線距離)	バ ス	淡路交通バス 洲本バス停 北東へ 約 1 . 3 k m						
公 共 施 設	洲本市役所					北東へ 約 1 . 3 k m		
(現地からの直線距離)	洲本第三小学校					北へ 約 7 0 0 m		
	青雲中学校					北西へ 約 1 . 3 k m		
供給施設の整備状況	電 気	有	上 水 道	有	下 水 道	有	都市ガス	無
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合							
	既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。 (※ P 1 1 8 (7) 参照)							
参 考 事 項	1 開発行為、景観、建築確認等に関して詳しくは、洲本市都市計画課 (TEL 0799-22-3321 代表) 及び兵庫県洲本土木事務所まちづくり建築課 (TEL : 0799-26-3248直通) までお問い合わせ下さい。							
	2 上水道に関することは、淡路広域水道企業団洲本市サービスセンター (TEL 0799-24-7630直通) へ、下水道に関することは洲本市下水道課 (TEL 0799-22-3321 代表) へお問い合わせ下さい。							
	3 南側隣接地には墓地があります。							
	4 最低売却価格は、土地の更地価格から地上建物及び工作物等の解体撤去費相当額を控除した価格となっています。							

物件番号 I 13

案内図



明細図



4

物件番号 I 13

物 件 調 書

【建物】登記有り

所	在	洲本市上物部二丁目 3 9 5 番 8	
家 屋 番 号		3 9 5 番 8	
種	類	居宅	
構	造	居宅	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
床面積（延面積）	居宅	1 0 0 . 0 8 m ² （1 階 5 0 . 0 4 m ² 2 階 5 0 . 0 4 m ² ）	
建 築 時 期		昭和 4 7 年 3 月 2 2 日	
閉 鎖 時 期		平成 2 8 年 1 2 月 2 8 日	
工 作 物		囲障、給排水設備	
参 考 事 項	1 建物及び付帯設備、工作物は、老朽化による損傷等により現状のままでは使用できないものと考えています。このため、建物内の各供給施設（電気、上水道、プロパンガス）の配管の使用可否については、未調査により不明です。建物及び付帯設備、工作物を使用する場合において必要となる修繕や整備、安全性の確保については、落札者の負担と責任において行ってください。		
	2 現状有姿での売却であり、県は、建物及び付帯設備、工作物等に関する瑕疵担保責任は一切負いません。		
	3 建物内や倉庫には、一部照明器具やエアコン、自転車等動産が存置していますが、落札者において処分を行ってください。		
	4 建物の耐震診断について、平成 1 5 年度に一次診断を実施し、耐震性能有りとなっています。		
	5 平成 1 7 年度のアスベスト調査では「該当なし」の調査表がありますが、県の職員による目視調査であり、専門機関による分析は実施しておりません。		

物件番号 I 13

